

滞納処分問題とは何か

滞納処分問題とは、国税・地方税・国保などの滞納者に対して、国税徴収法などの法律および関連法規の規定を無視したり、その趣旨をねじ曲げて、納税者の個別的、具体的な実情に即して適切に対

応することなく、差押えを乱発して納税者の生活を破壊してしまうことです。このことは、滞納件数に対する差押え率にハッキリと表れます。

■「平成25年度全国市町村国保滞納世帯・差押えデータ一覧」

保険者名	滞納世帯数	差押え数	対滞納世帯差押え率	差押え金額	差押え1件当たり金額
滋賀県	25,440	2,542件	10.0%	563,666,257円	221,741円
群馬県	45,690	11,884件	26.0%	3,768,319,513円	317,092円
野洲市	1,122	38件	3.4%	33,974,287円	894,060円
前橋市	5,816	5,086件	87.4%	36,315,646円	7,140円
川越市	14,557	1,043件	7.2%	6,099,700円	5,848円

出所「大阪社会保障推進協議会ホームページ (<http://www.osaka-syahokyo.com/data.html>)
「平成25年度(2013年度)全国市町村国保滞納世帯・差押えデータ一覧」より作成。

これは国保の差押えデータですが、前橋市が突出して多いことが見て取れます。一件当たり7,140円という少額の滞納でも差押えするからです。川越市は5,848円と金額は少ないですが、1,043件で7.2%と悪質な滞納者に絞って差押えしています。

前橋市の強圧的な滞納処分は、徴収強化したら税収が急増したという間違った成功体験から強化されたのです。差押えを乱発しての徴税強化は、結果的に市財政を逆に悪化させます。

■ 市税決算状況グラフ



法律や事情を無視した強引な取立て実態

「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」という三位一体改革が進められ、地方自治体はみずから税収の確保に努める仕組みが強化されました。

税収を確保するために、各自治体は徴税の強化に努めますが、一部の自治体の強圧的な徴税行政

による税収増が注目され、「納税は国民の義務」「税金を払わない人が居るのは不公平」という大義名分から、納税者の実情を無視した差押えが拡大・強化されて、その結果、滞納処分が深刻な社会問題化しています。

滞納処分で家族6人が心中

熊本県宇城市三角町の三角港で軽ワゴン車が海に転落し、乗っていた家族7人のうち6人が水死した事故が発生しました。亡くなった方は、三角町でアイスクリーム店を営む傍ら、副業として熊本市などでたこ焼きを移動販売していましたが、固定資産税など合計100万円の市税を滞納したため、たこ焼きの移動販売用の車を市に差押えられていました。移動販売車を動かせなくなって将来を悲観していたといわれています（以上、朝日新聞 2008.05.28 日号）。

そもそも、営業を遂行するにあたり最低限度必要なものについては、差押えが禁止されていますので（国税徴収法75条1項5号）、たこ焼きの移動販売車を差押えた行為は違法と評価されるべきものです。これにより、6名もの命が奪われたことは、由々しき自体といわなければなりません。

差押禁止債権の脱法的差押え

病弱な妻と子供5人の7人家族で、長引く不況で本業の収入が減り、個人事業税など約29万円を滞納していた世帯につき、鳥取県が、児童手当しか振り込まれない銀行口座を、児童手当が入金する時刻を見計らって差押えをしました。

この事案については、預金口座に入ったとはいっても、法律上差押えを禁止された児童手当の差押えと変わりがないので違法であるとの判断が、広島高裁松江支部で下されました（平成25年11月27日）。

また、給料や年金については、法律上、一定の範囲では

差押えが禁止されているところ、前橋市では、給料が振り込まれた直後の口座、年金が振り込まれた直後の口座の差押えを行いました。それぞれ前橋地方裁判所により違法との判断が下されています。

最近では、宮城県大崎市においても、給料と年金しか振り込まれない口座を、給料の入金直後に差押えた挙げ句、税滞納者が「来月もとられるのか」と聞いたところ「来月も同じようにします」と言われた案件などもあり、差押えが禁止された給料や年金を、預金であると強弁して根こそぎ奪い去っていく手口は、全国的に広がりつつあります。

さいたま市は「ヤミ金で借りて払え」と暴言

さいたま市では、市民に対して「愚民ども」「ヤミ金から借りて払え」などと言われた、「ヤクザみたいな人がいる」といった苦情が数年間にわたって殺到しています。このような、強圧的な取立てがなされている中、税滞納者の妻が、35万円の月収の税滞納者につき、32万円の差押えを承諾するとの内容の書面を書いたという理由で、現実に32万円を差押えた事例があります。

これについては、さいたま地方裁判所により、税滞納者に無断で作成された承諾書には効力が認められない可能性を示唆して執行の停止が認められています。さいたま市は、自主的に作成されたものであると弁明していますが、寄せられている苦情の内容からすれば、追い詰められてやむなく承諾書を書いたものと評価するのが相当な事案です。

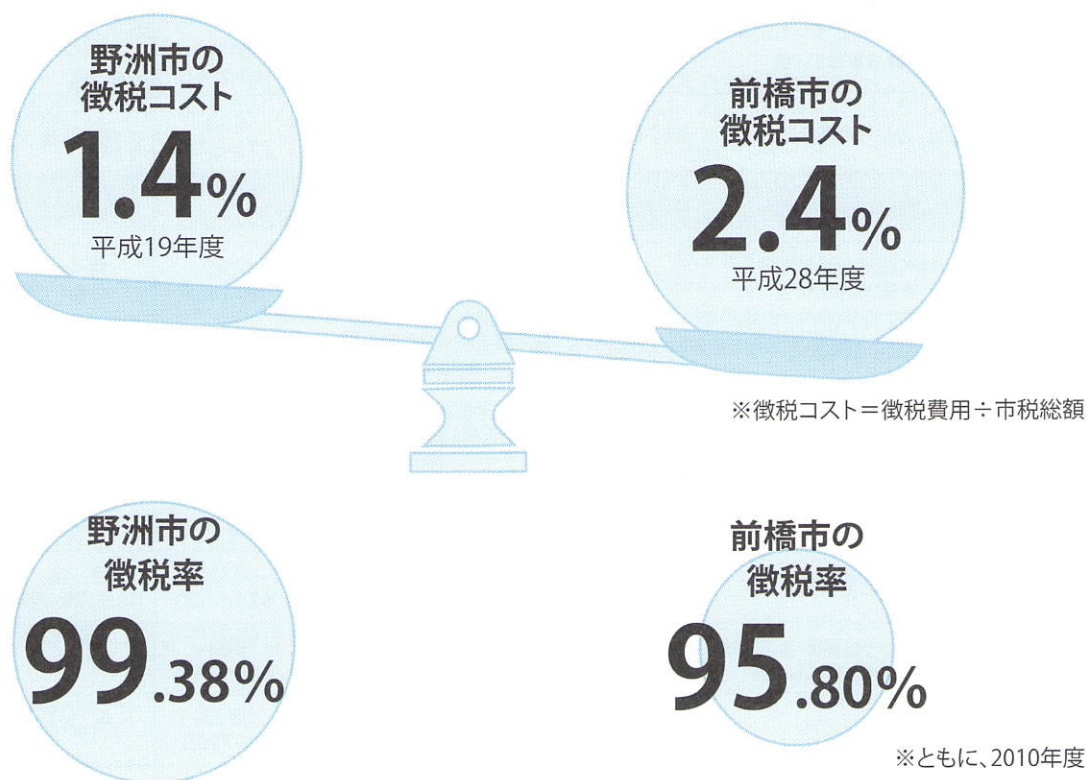
これらはすべて国税徴収法および関連法規からして、違法と言えることです。住民の暮らしを守るはずの自治体が住民の生活を破壊する差押えを公然と行っているところに、滞納処分問題の深刻さがあります。

滞納処分問題は解決できる…北風より太陽で

税金の滞納は、もちろん放置して良い問題ではありません。だからといって、生活の実情を無視して差押えを強行するのではなく、やり方によっては市民生活を改善し、なおかつ徴税率を向上させる方法があります。それが「ようこそ滞納してくれました」という滋賀県野洲市の取り組みです。決して温情ではなく、なぜ税金を払わないのか、それを税金の滞納の問題に限定せず、生活再建の問題として

とらえ、猶予、停止など法律上の規定を援用し、就労支援などで生活再建を目指す手法です。

今、税金は払えなくとも生活再建という廻り道を経ても、生活再建を果たせば今度は納税してくれるということです。過酷な差押え処分で生活を破壊してしまえば、生活保護など逆に行政コストをトータルで高めてしまいます。



前橋市のような高圧的な滞納処分でも高い徴税率が達成できています。「ようこそ滞納してくれました」という野洲市でも、高い徴税率です。温情的だからきっと徴税率は低いだろうという憶測は当たりません。北風でも太陽でも、どちらにしても高い徴税率は達成できています。ただし、徴税コス

トは、市の規模の違いはありますが、少なくとも温情主義だから徴税コストが高いとはなっていません。

差押えはコストの掛かる滞納処分です。それを乱発することは威嚇にはなるとしても、徴税コストを引き下げる合理的な行政手法とは言えません。

前橋市と野洲市を比較すると、トラブルも少なく行政コストが低くなる野洲市の方がはるかに合理的です。

税金を滞納したときの対応と相談先

納税しようとしてもできないのであれば、嘘偽りなく、自分の状況をきちんと伝え、可能な限りの納税をするように心がけて下さい。

- ① 収納課の担当者へすぐ連絡を取って経済状況を説明してください。
- ② 自分で対応出来ないと思ったら、下記の相談窓口へ連絡してみてください。
- ③ 家計簿、確定申告書、資金繰り表など経済状況を説明できる書類を用意しましょう。
- ④ 生活を維持できる範囲での支払いを考えて、納税計画を具体的に示して下さい。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟団体受付・相談先一覧

都道府県	名称	〒	住所	電話	相談日	相談時間
北海道	釧路はまなすの会	085-0841	北海道釧路市南大通3-3-6 ミナミハイツ102号	0154-43-2885	火・木 土	10:00~16:00 18:00~20:00
宮城県	みやぎ青葉の会	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 一丁目17番20号 グランドメゾン片平502号	022-711-6225	月・水・金	13:00~16:00
秋田県	秋田なまはげの会	018-0951	秋田県秋田市山王町22-16 ラポール山王郷A-1	018-862-2253	月・水・土	電話確認 願います
群馬県	NPO法人消費者支援 群馬ひまわりの会	376-0011	群馬県桐生市相生町 3-120-6	0277-55-1400	月~木 金	13:00~17:00 13:00~21:00
東京都	玉川 雑草の会	158-0091	東京都世田谷区中町5-17-3 玉川民商内	03-3703-5371	第1日曜	19:00~22:00
大阪府	大阪クレ・サラ貧困被害をなくす会 いちようの会(大阪いちようの会)	530-0047	大阪府大阪市北区 西天満4丁目5番5号 マーキス梅田301号	06-6361-0546	月~金	13:00~19:00
兵庫県	尼崎あすひらく会	661-0021	兵庫県尼崎市名神町1-9-1 尼崎民主共同センター内	06-6426-7243	日	10:00~15:00
和歌山県	あぞみの会	640-8212	和歌山県和歌山市 杉ノ馬場1丁目11	073-424-6300	月~金 月曜日は夜間も相談	14:00~18:00 18:30~21:00
広島県	クレジットサラ金被害・生活支援 センター福山つくしの会	720-0052	広島県福山市 東町2丁目3番23号	084-924-5070	月~金	10:00~17:00
広島県	呉つくしの会	737-0051	広島県呉市中央3-2-27 島崎法律事務所ビル1階	0823-22-7265	月・水・金	10:00~18:00
香川県	高松あすなろの会	760-8081	香川県高松市成合町 559-15	087-897-3211 0120-39-0476	月~金	10:00~17:00
高知県	高知うろこ(鱗)の会 (高知クレ・サラ金被害をなくす会)	780-0870	高知県高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター3階	088-822-2539 0120-565-275	火・土 木	10:00~16:00 10:00~20:00
福岡県	ひこばえの会 (福岡クレ・サラ被害をなくす会)	810-0041	福岡県福岡市中央区 大名2-2-51 第一吉田ビル501	092-761-8475	月~金	13:00~17:00

こちらでも相談を受け付けています

● 滞納相談センター

滞納処分対策全国会議代表の角谷啓一税理士が会長の専門家集団
TEL 03-6268-8091

● 全国商工団体連合会(全商連)

自営業者、フリーランスの方を対象にしています。
住所 〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13
TEL 03-3987-4391

※滞納相談センターを除く3団体は、47都道府県にそれぞれ県組織があります。相談者の相談窓口として、役所に要請、同行等も可能です。

● 中央社会保障推進協議会(中央社保協)

労働者、市民を幅広く対象にしています。
住所 〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5
日本医療労働会館5階
TEL 03-5808-5344

● 全国生活と健康を守る会(全生連)

低所得者、市民を対象にしています。
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F
TEL 03-3354-7431